

医療型短期入所事業所をお探しの 障害児とご家族の方へ

《医療型短期入所事業所における空床確保事業を行っています。》

兵庫県では、在宅生活をされている医療的ケアが必要な重症心身障害児の方が、医療型短期入所事業所を利用できるよう、輪番により神戸・阪神圏域及び播磨圏域に各1床の空床を確保する「医療的ケア児等医療提供体制確保事業」を実施しています。

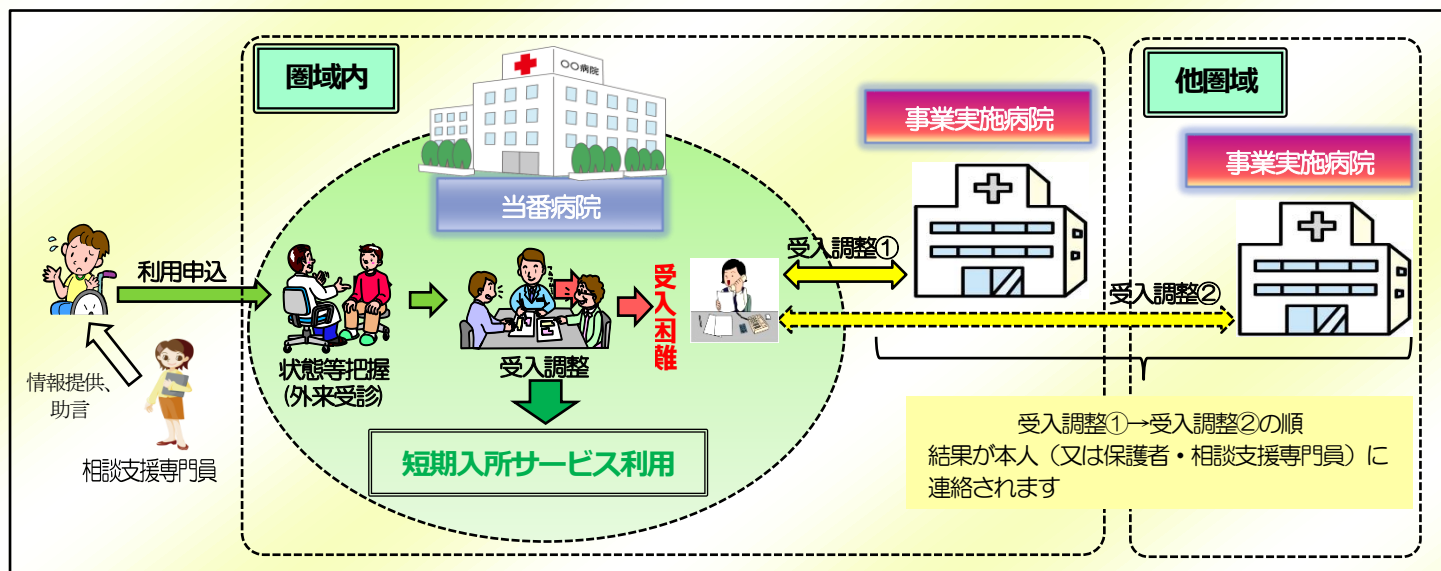
<どのような人が利用できるの？>

兵庫県内にお住まいの、遷移性意識障害児、筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する方及び重度心身障害児で、医療型短期入所の対象となる方が利用できます。

<利用するにはどうしたらいいの？>

※ 短期入所サービスの受給者証をお持ちでない場合は、まずお住まいの市町に支給決定の相談をしてください。

- ①当番病院の窓口利用の申込（お電話で必要な手続き等をお問い合わせください）
- ②事前診察の予約（医療機関によっては事前の診察が不要の場合があります）
- ③かかりつけ医の診療情報提供書の提出
- ④利用登録のための事前診察（外来受診）
- ⑤利用契約の締結 ⇒ ⑥利用日の予約 ⇒ ⑦短期入所の利用



<制度利用にあたっては次のことにご留意ください>

- 利用は予約制ですので、緊急の受け入れはできません。
- ベッドに空きがない場合や利用される方の状態等により、利用いただけない場合があります。
- 利用にあたっての要件は各医療機関により異なりますので、必ず利用申込の際に各医療機関にお問い合わせください。
- 当番病院での受け入れが難しい場合、他の事業実施病院をご紹介する場合があります。

令和6年度 医療的ケア児等医療提供体制確保事業 輪番予定表

	【神戸・阪神圏域】	【播磨圏域】		
	済生会 兵庫県病院	姫路 赤十字病院	加古川 中央市民病院	兵庫 あおの病院
4月	○			○
5月	○	○		
6月	○	○		
7月	○			○
8月	○			○
9月	○			○
10月	○		○	
11月	○		○	
12月	○			○
1月	○			○
2月	○			○
3月	○			○

【神戸・阪神圏域】

病院名	所在地	対象年齢	受入対象者	連絡先
済生会兵庫県病院	神戸市北区藤原台中町5丁目1番1号	15歳未満	<ul style="list-style-type: none"> ・自立で移動できず、経口摂取をしていない常時介護が必要な児 ・腹膜透析を必要とする方は除く 	総合支援センター 078-987-2222

病院名	所在地	対象年齢	受入対象者	連絡先
姫路赤十字病院	姫路市下手野1-12-1	15歳未満	<ul style="list-style-type: none"> ・寝たきり・呼吸障害なし ・経管栄養状態のみ（経口摂取不可） 	小児科外来 079-294-2251
加古川中央市民病院	加古川市加古川町本町439	18歳未満	<ul style="list-style-type: none"> ・呼吸器不可・気管切開可 ・吸引可・酸素可 ・経管栄養可（経鼻・胃ろう） ・寝たきり（自動体動不可） 	小児在宅医療支援室 079-451-5500
兵庫あおの病院	小野市市場町926番地の453	18歳未満	<ul style="list-style-type: none"> ・重症心身障害児 ・呼吸器可・経管栄養可 ・透析不可 	療育指導室 0794-62-5533